

令和6年 夏の交通安全県民運動 鳥取市実施要綱

期 間

令和6年7月8日（月）～7月17日（水）

鳥取県交通安全年間スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

目 的 夏はレジャーや帰省等による交通量の増加及び夏休み期間中のこどもの屋外活動の活発化に伴い、重大事故の発生が懸念される。また、年間を通じて多発する高齢者の交通事故防止及び飲酒運転根絶に向け、夏休み前のこの時期をとらえ、市民に対し交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故防止の徹底を図る。

重点事項

- 1 こども、高齢者及び障がい者の交通事故防止
- 2 自転車等利用者のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 3 飲酒運転の根絶

7月15日（月）は
「交通安全にみんなで参加する日」及び
「交通マナーアップ強化日」

～鳥取市交通安全対策協議会～

重点事項1

こども、高齢者及び障がい者の交通事故防止

夏季は夏休み等によりこどもの活動が活発となり、交通事故に遭う可能性が高くなることが予想されます。また、昨年の県内における交通事故による死者のうち、64.3%が65歳以上の高齢者となっています。(R5 交通年鑑より)

◎一般運転者は・・・

- すべての座席におけるシートベルトの着用と、こどもを乗車させるときは体格に合ったチャイルドシートを使用しましょう。
- 歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道手前では減速し、横断歩行者等がいるときは一時停止して横断歩行者等を優先させましょう。
- こどもの飛び出し、高齢者及び障がい者の道路横断にも対応できる安全な速度での思いやり運転を実践しましょう。

◎高齢運転者は・・・

- 一時停止や信号等の交通ルールを守り、標識や標示をよく見て安全運転に努めるとともに、体調が優れないときは運転を控えましょう。
- 自身の運転について家族や周囲の声に耳を傾け、焦らず慌てず、安全確認を十分に行い、慎重な運転操作を心掛けましょう。身体機能の変化を認識し、自身の運転能力に応じた安全運転に努めましょう。
- 交通事故の防止及び被害軽減の効果が期待できる「安全運転サポート車」や「後付けペダル踏み間違い時加速抑制装置」の導入を検討しましょう。

◎歩行者は・・・

- 近くに横断歩道があるときは必ず横断歩道を利用し、信号を守りましょう。また、道路への飛び出しや斜め横断、車両等の直前・直後の横断は危険なので絶対にやめましょう。
- 横断する時は、止まって、左右をよく見て、手を上げるなどして車が確実に停止するのを待って渡りましょう。信号機のない横断歩道では運転者に対して手のひらを見せる、目線を送るなど横断する意思を伝えましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい色の服装を心がけ、反射材用品を着用しましょう。

(運転免許証の自主返納支援制度の例)

事業主体	主な支援内容
鳥取市	65歳以上の高齢者及び運転免許証返納者(年齢制限なし)を対象に、路線バス定期券を定価の半額で販売(販売場所:鳥取バスターミナル)
鳥取県 ハイヤータクシー協会等	ハイヤータクシー運賃1割引

※その他支援制度については、

鳥取県警察 HP 「運転免許証を自主返納される方への支援制度のお知らせ」まで

重点事項2

自転車等利用者のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

◎自転車等利用者は・・・

- 交通事故による頭部への被害を軽減するため、自転車等利用時は乗車用ヘルメットを正しく着用しましょう。
- 自転車は「軽車両」であり、車の仲間です。車同様に信号の遵守、「止まれ」の標識があれば一時停止・安全確認の徹底をはじめ、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等基本的な交通ルールを守りましょう。
- 自転車のブレーキやタイヤのチェックなど定期的な点検整備に努め、夕暮れ時のライトの早期点灯や反射材の着用など安全な自転車利用を心掛けましょう。

◎家庭・職場・地域は・・・

- 自転車の危険な走行や迷惑行為の防止、正しい通行方法等について話し合い、自転車の安全な利用を推進しましょう。
- 自転車も加害者になり得ることを認識し、自転車の点検整備の励行及び自転車損害賠償保険等への加入を呼びかけましょう。
- 自転車等利用者には、自転車用ヘルメットを着用するよう呼びかけましょう。

<自転車安全利用五則>

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



<主な自転車保険>

自転車事故による損害を賠償するための備えとして、以下のようなものがあります。
補償内容をもう一度確認してみましょう。

個人賠償責任保険
他人にけがをさせたり他人のものを壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険。
傷害保険
自転車での転倒など、自分のけがに備える保険。
TSマーク付帯保険
自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険で、傷害保険と賠償責任保険が付帯されている。保険期間は1年間。

重点事項3

飲酒運転の根絶

◎運転者(自転車等利用者を含む)・周りの人は・・・

- 飲酒運転は極めて悪質で危険な犯罪行為です。「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」を徹底しましょう。
- 自転車での飲酒運転も車と同様に違法です。「飲んだら乗らない」を徹底しましょう。
- 飲酒を伴う会合等には、車・自転車は使用せず、公共交通機関を利用しましょう。やむを得ず車を使用する場合には、自動車運転代行サービスの利用やハンドルキーパー運動を実践しましょう。
- 飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮しましょう。

◎家庭・地域・職場・関係機関では・・・

- 飲酒が運転に及ぼす影響、飲酒運転に対する罰則・処分等周知するとともに、飲酒運転防止教育を積極的に推進しましょう。
- 飲酒を伴う会合では積極的にハンドルキーパーを確保するなど、お互いに声を掛け合い、職場ぐるみで飲酒運転をしない、させない環境をつくりましょう。

◎飲食店では・・・

- 店内に飲酒運転防止のポスターやチラシを掲示し、客に対して注意を促すとともに、ハンドルキーパー運動への参加を呼びかけましょう。
- 車を運転してきた人には酒を提供しないこと、飲酒した人には車を運転させないよう徹底しましょう。

運転者以外にも罰則が科せられます！

<運転者・車両の提供者>

- 酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

<酒類提供者・車両の同乗者>

- 酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



※酒酔い運転……酒に酔って正常な運転ができない状態で車などを運転すること。
酒気帯び運転……呼気中アルコール濃度が0.15mg/l以上の状態で車などを運転すること。
呼気中アルコール濃度が0.15mg/l以下でも飲酒運転に該当します。

○飲酒運転をなくすための3つの約束

- (1) お酒を飲んだら運転しない
- (2) 運転する人にはお酒を飲ませない
- (3) お酒を飲んだ人には運転させない

ハンドルキーパー運動とは

自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、ハンドルキーパーがお酒を飲まないで仲間を自宅まで送り届ける運動です。

